



Vol.134

# トクちゃん新聞

11月号

ボチボチ、繁忙期に突入です！



平成30年11月8日 発行

株式会社 繁盛 会計  
徳野 会計事務所

〒530-0054

大阪市北区南森町1-4-19

サウスホレストビル9階

tel : 06-6809-2205

fax : 06-6809-2206

URL: <https://www.ft-tax.com/>mail : [info@ft-tax.com](mailto:info@ft-tax.com)

## ◆ 池田退職

池田が退職です。先日62歳となりました。2010年の入社時、当時の事務所の**人数と売上を3倍にする**、と宣言しておりました。3倍には届いていないですが人数はずいぶん増えました。ここに**池田の貢献**が幾分かあったことは間違いないでしょう。**もっともつとやれる能力があるはずと、ずっと期待して接してきましたが還暦を超えての体力的なことや会計事務所の仕事の環境の変化もあり、退職ということとなりました。**今の時代、**62歳はまだまだこれから。**新天地での活躍を期待しています。

徳野



## ◆ 消費税 軽減税率

消費税の改正が、どうやら本当に実施されるようです。来年2019年の10月です。問題は軽減税率。すべての**業種に関係しますので注意が必要**です。例えば、残業してる社員に差入として**弁当**と、たまには**ビール**でも、と買いますと、同じレシートに**8%の弁当と10%のビール**と、違う税率の取引が記載されます。この取引については、8%と10%と分けて処理する必要があり、どの業種でも軽減税率は意識しておかないといけません。

制度の概要と処理方法について、来年**2019年の春以降にセミナーを開催**しようと思っています。また決まりましたら、ご案内いたしますが、もちろん、個別にも担当者にご相談ください。

## ◆ 保険金と修繕費

今年は地震や大雨、台風と自然災害が多かった年でした。被害にあわれた方々に心よりお見舞い申し上げます。

北岡



災害地域が広いため被害にあった資産に対する**修繕工事は施工待ち**の状態ですが、**先に損害保険金が入金**されるといったケースが出てくると思います。



この場合保険金金額確定時期と修繕完工時期が**違う事業年度**になりますと、**保険金確定時に収入として計上**されて、**次年度に修繕費を経費計上**することになるのでしょうか？

法人税法では、**その事業年度の収益に対応した費用を計上**するというルール(費用収益対応の原則)で、税金を計算することを定めておりますので、上記のような場合は、**保険金金額が確定した事業年度において修繕費を計上(見積り金額でも可)**すればよいこととされております(法人税法基本通達10-5-7)。

該当される方は、弊社担当者までお問い合わせください。

## ◆【書籍紹介】 エンジニアのためのマネジメントキャリアパス

廣島



前月のトクちゃん新聞で組織図をお送りしましたが、グループリーダーという役割を頂くことになりました。上司として、何ができるといいのかな？というところで、ヒントを探しており、表題の書籍に出会いました。

「エンジニアのための」と銘打っているだけに、例示が業界の言葉・出来事であるので、馴染みがない方には読みにくい(筆者の言いたいことが伝わってこない)かもしれませんが、マネージャーとしてできることは共通しているので、ややこしいところは読み飛ばす・気になるところは掘り下げて自分の業界に置き換えながら読み進めると、得られることは多いと思います。

この本の良いところは、部下としてから始まって、段階・職責を上げて経営幹部のポジションまでのそれぞれのポジションでの心得とアイデアが書いてあるところです。今の自分のポジションでできることだけを読むだけでも得られるものがあり、興味に応じて読み進められるので、気負わず読める本です。

著者: Camille Fournier(カミール・フルニエ) 発行所: 株式会社オライリー・ジャパン

## ◆ 税務スケジュール(11月)

神原



### 11月12日(月)

- ・10月分 源泉所得税の納付
- ・10月分 住民税の納付(特別徴収)

確定申告・年末調整資料のご準備をお願い致します。  
弊社より確定申告資料袋が届いている方はその袋へ資料を次々放り込んで下さいね。

### 11月30日(金)

- ・法人税・消費税の確定申告・納税 《9月決算法人》
- ・法人税・消費税の予定申告・納税 《3月決算法人》
- ・消費税の3ヶ月ごとの中間申告 《12月・3月・6月》
- ・10月分 社会保険料の納付
- ・個人事業税 第2期分
- ・所得税予定納税 第2期分(振替納税)

## ◆ダブルクリックだけで出来る簡単Excel操作

信貴



### ①自動で値を入力

選択したセルの赤い○内の角をダブルクリックするとデータがある範囲(キツネ)まで値を自動入力してくれます。  
※同じ値ではなく連番にしたいときは青い○を押して「連続データ」を選んでください。すると11、12、13と入ります。

パンダ	10	→	パンダ	10
ダチョウ			ダチョウ	10
ウサギ			ウサギ	10
キツネ			キツネ	10

### ②データが入っている最後のセルに移動

選択しているセルの辺をダブルクリックすると、その方向の最後のセルまで移動します。  
赤い○をダブルクリックすると笹まで、  
青い○をダブルクリックするとキツネまで移動します。

パンダ	10	→	笹
ダチョウ	11		草
ウサギ	12		草
キツネ	13		小動物

## ◆年次有給休暇5日の取得義務への対応

小笠原



2019年4月より段階的に施行される改正労働基準法ですが、その中で最初に対応しなければならないのが**年次有給休暇の取得義務**です。  
労働基準法では、入社日から6ヵ月勤務した従業員に10日の年次有給休暇が付与されることとなっていますが、2019年4月より、企業規模にかかわらず、このうち**5日**は会社が取得する日を指定して付与した日(基準日)より**1年以内に取得させる**ことが義務付けられることとなりました。  
(※従業員が自ら取得したもの、計画的付与で取得したものは上記5日に含むことができます。)

また、改正にともない、年次有給休暇の取得義務化が始まることで、**年次有給休暇取得した時季、日数および基準日を従業員ごとに記載した「年次有給休暇管理簿」**の作成が義務付けられます。  
この「年次有給休暇管理簿」は労働者名簿または賃金台帳とあわせて作成することも認められています。  
作成後3年間の保存義務もありますのでご注意ください。

年次有給休暇取得義務は罰則規定(30万円以下の罰金)も設けられています。



## ◆スタッフより

池田



〈退職のご挨拶〉

この度、11月29日付で退職することとなりました。  
平成22年8月に入所し、約8年間勤務させていただきました。  
会計事務所の勤務は通算すると36年ほどになりますが年齢的にもこの業界では限界を感じるようになりました。  
今後の仕事は、担当していた顧問先様をお願いしたところ、幸いにもご縁をいただきました。拙い経験と知識ではありますが、勤務先様の財務会計業務に生かし、更なる発展に少しでも貢献できればと思っております。  
顧問先様をはじめ関係取引先様、弊社スタッフの皆様、そして、当時53歳の私を採用していただいた徳野先生にただただ感謝です。皆様、本当にありがとうございました。  
最後になりましたが、皆様のご多幸とご発展を心よりお祈り申し上げます。



## ◆クイズ

伊藤



そろそろ年末調整の準備の時期ですね。  
毎月の給与から引かれた源泉所得税が精算され、中にはたくさんの還付になる方もいます。  
そこで、毎月引く源泉所得税の扶養人数に関する問題。

納税者=A Aの配偶者=B

- ①Aの年収900万 Bの年収150万
- ②Aの年収1200万 Bの年収103万

この時Aの扶養親族等の数は何人でしょうか。

答えは、①1人 ②0人

H30年は配偶者(特別)控除の改正もあり複雑です。  
この機会にしっかり見直してください!!